

熊本県南小国町における学校林の存続要因

竹本太郎 *

Why Have School Forests Remained in Minamioguni Town, Kumamoto Prefecture?

Taro TAKEMOTO *

1. 研究の背景, 目的

現在, 小中高を合わせれば 3,312 校が計 21,030ha (小学校のみでは 1,980 校, 7,336ha) の学校林を保有しており, この数値は小中高の全校数の 8.2% (小学校のみでは 8.3%) にあたる¹⁾。昨今, 学校林は環境教育の場として注目されているが²⁾, 坂井³⁾や三俣⁴⁾の研究からは, 学校のための財産として管理・経営し続けられているものも国内各地に依然として残されていることを知ることができる。

拙稿「明治期における学校林の設置」によれば⁵⁾, そもそも, 1890 (明治 23) 年の「地方学事通則」によって学校基本財産造成の目的で学校林設置ははじまる。そして, 1895 (明治 28) 年, 牧野伸顕文部次官が「学校樹栽日」を導入したことにより教育的効果が加味された学校林が全国に普及し, その後, 不要存置国有林野の小学校への売り払いが優先的に実施された。さらに, 学校林は日露戦争期には戦争記念としての設置が急増し, 地方改良事業期には部落有林野の統一条件として位置づけられた。

大正中期に入り, それまでのような国策としての学校林設置は, 朝鮮半島などを除けば勢いを失うが, 1934 (昭和 9) 年に大日本山林会による「愛林日」提唱をきっかけに再び息を吹き返しはじめ, 国家総動員体制下になると皇紀 2600 年記念, 大東亜戦争記念による学校林造成が実施された⁶⁾。第 2 次世界大戦後, 国土復興造林計画に呼応する形で 1949 (昭和 24) 年より第 1 次学校植林 5ヶ年計画が始まると, 国公有林を用いた学校分収造林が全国各地で急増した⁷⁾。

しかし, 昭和が終わる頃には, 木材価格の低迷もあって, 財産造成のために設置された学校林の多くが放置され, 忘れ去られていったのである。このような背景があるために, 環境教育の場として学校林を活用する際にも地域社会との連携の重要性が指摘されており⁸⁾, 学校林を守り続けた地域社会からの知見が求められている。そこで, 本稿では, 明治期に設置され現在まで存続している, 南小国町における学校林を事例として調査 (2004 年 2 月) し, 1) 村落構造, 2) 管理組織, 3) 伐採収益, の 3 点からその存続要因を探ることを目的とした。

* 東京大学大学院農学生命科学研究科森林科学専攻林政学研究室

* Lab. of Forest Policy, Department of Forest Science, Graduate School of Agricultural and Life Sciences, The University of Tokyo

2. 調 査 地

2.1. 町の概況

南小国町は熊本県阿蘇郡の北端、筑後川の最上流にあり、熊本市から68kmの地に位置する。東部は大分県玖珠郡、西部は大分県日田郡、南東部は阿蘇郡一の宮町・産山村、南西部は阿蘇町、北部は小国町に接している⁹⁾。

明治維新後、1870（明治3）年に小国地域25ヶ村が9ヶ村になり、1889（明治22）年の町村制施行により南3ヶ村が南小国村に、北6ヶ村が北小国村になった。そして、1935（昭和10）年に北小国村は小国町に、1969（昭和44）年に南小国村は南小国町になり、現在に至っている。現在の南小国町は赤馬場、満願寺、中原（なかばる）の3つの大字により成り立っており、小国町は宮原（みやのはる）、上田（かみた）、北里、西里、下城、黒淵の6つの大字により成り立っている。これら9つの大字は1889年の合併以前の村である^{10, 11)}。すなわち南小国町、小国町は1889（明治22）年から現在まで合併を経験していない¹²⁾。

人口は1955（昭和30）年に7,761人になりピークを迎えるが、その後は減少を続け、2000（平成12）年には4,656人となっている。世帯数については人口ピーク時よりも若干増えており、2000年時点で1,502戸を数えている。

2.2. 林野の概況

2000年世界農林業センサスによると、町総面積11,586haのうち、林野面積は9,412haで、林野率は81%になっている。さらに、林野面積をみると、国有林野は296haと少なく全体の約3%である。一方、97%を占める民有林野は私有林野が5,901haで最も多く、次いで町有林野が3,106haとなっている。町内町有林野のうち1,736haが森林で、1,370haが森林以外の草生地となっている。

一方で、南小国町作成の南小国町有林経営計画書2000（平成12）年のデータによれば（表-1）、町有林野には、262.28haの直営林、68.48haの学校林、484.12haの部分林、3,415.53haの入会原野がある。これらを合計すると、町外の所有林野を加えてもセンサスの町有林野面積を大きく上回ってしまう。これは町有入会原野の一部が私有林野と混同されているため、現在地籍調査が進められている。

表-1 南小国町有林野の状況（2000（平成12）年4月1日現在）
Table 1. Situation of Forests in Minamioguni, Kumamoto in year 2000.

（単位：ha）

所在地		直営林	学校林	部分林				入会原野	計	
町	大字			スギ	ヒノキ	クスギ	雑			計
南小国町	赤馬場	32.04		143.36	1.33	15.61	—	160.30	156.00	—
南小国町	中原	88.23	68.48	90.77	—	2.84	7.15	93.61	1,350.91	—
南小国町	満願寺	130.23		200.83	—	21.31	0.92	222.14	1,908.62	—
小国町	黒淵	11.78	—	—	—	—	—	—	—	—
計		262.28	68.48	434.96	1.33	39.76	8.07	484.12	3,415.53	4,230.41

注1：部分林の分収割合は、町有林部分林設定条例（南小国町条例第2号）6条1にもとづき町が2/10、組合が8/10とする

注2：学校林の大字ごとの面積は不明。学校ごとの面積については表-2に示した

出典：南小国町，2000，南小国町有林経営計画書および小国町，2004，小国郷2町合併に係る事務事業現況調査票より作成

表-2 学校別の学校林面積および立木材積
Table 2. Area and Volume of School Forests.

学校名	面積 (ha)	立木材積 (m ³)
市原小学校	16.39	8,310
中原小学校	19.35	9,827
満願寺小学校	6.67	3,919
星和小学校	15.21	7,632
黒川小学校	9.38	3,945
南小国中学校	1.48	473
合計	68.48	34,106

出典：南小国町，2000，南小国町有林経営計画書

直営林は町により直接経営されているもので、主にスギの人工林である。部分林は、約130の造林組合と町が8:2の分収契約を結んでいるものである^{13, 14)}。樹種はスギが主で、一部にクヌギがある。町有入会原野は、入会権者によって組織される牧野組合¹⁵⁾が管理・経営する採草地、放牧地、クヌギ林等である。1966（昭和41）年制定の「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」を受けて、1972（昭和47）年に制定された「南小国町有入会林野整備要綱」により町有入会原野の権利関係の近代化が図られてきた。これは土地およびスギ・ヒノキの立木の10%に相当する部分を町有にする条件で残りの90%に相当する部分を入会権者に無償で払い下げるというものである。なお、スギ・ヒノキ以外の立木については町有にしない。要綱制定から10年後の1982（昭和57）年の調査によれば、1982年までに6集団、376haが整備され、36haが権利関係のない町有地となった¹⁶⁾。

最後に学校林は、表-2にまとめたように町内すべての小中学校に設置されているが、そのほとんどが小学校の学校林であり、中学校の学校林は、戦後、新制中学校になった際に小学校から分与されたもので、面積は1.48haと小さい。したがって、本稿では研究の対象を小学校学校林に絞った。

2.3. 小学校の概況

2004（平成16）年3月時点において、南小国町には5つの小学校があり、そのすべてに学校林があった。大字赤馬場には市原小学校、大字中原には中原小学校があり、大字満願寺には満願寺小学校、黒川小学校、星和小学校の3校があった。しかし、2004（平成16）年4月に大字満願寺の3校が統合され、黒川小学校の校舎を用いて新たにりんどうヶ丘小学校になったため、同年4月以降は1つの大字に1つの小学校となった。また、「後援会」という組織が校区内全戸加入で学校ごとに作られており、学校教育への支援とともに学校林の管理・経営を担っている。以下、大字満願寺3校の統合以前における各小学校の経営案（2003年度）および聞き取り結果から概況をみる。

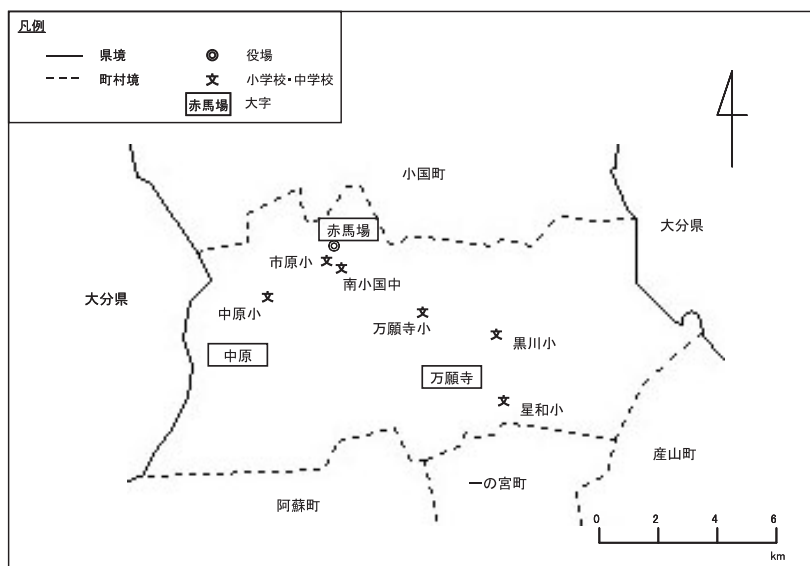


図-1 熊本県南小国町
Fig. 1. Map of Minamioguni, Kumamoto

2.3.1. 大字中原・中原小学校

町の西部に位置する中原小学校校区は大字中原と一致し、校区内世帯数は297戸である。大字中原は、上中原、下中原、中中原、湯田、樋の口、滝下、中湯田の7つの部落¹⁷⁾に分かれる。児童数は55人で、各学年に約10人が在籍している。校区民の大部分は農業従事者で、林業を兼業する者も多い。学校林を管理・経営する後援会は校区全戸で組織される。後援会費は徴収されず、会の運営は学校林からの収入を財源としてすべて行われている。1991(平成3)年にPTAが発足する以前は、一般にPTAが担う役割も後援会が兼ねていた¹⁸⁾。

2.3.2. 大字赤馬場(大字満願寺の一部を含む)・市原小学校

町の北部に位置する市原小学校は大字赤馬場および大字満願寺の一部を校区とする。大字赤馬場は世帯数が601戸で、役場や商店街を抱えている。町内でもっとも大きな小学校で児童数は現在113人である。校区には31の部落があり、これを5班にまとめている。大字赤馬場には志津・田中などを含む第1班(里組)、街部により構成される第2班(市原)、杉田などを含む第3班、鬼山などを含む第4班があり、1班には8つ、2班には4つ、3班には6つ、4班には8つの部落がそれぞれ内包されている。校区に含まれる大字満願寺の一部(世帯数108戸)は1971(昭和46)年に市原小学校に統合された旧波居原小学校校区で、5つの部落により構成され、これを第5班としている。都市化が進む中で、校区民で農林業を営む家庭は4割程度に減少し、公務員や団体職員、会社員などが半数を占めるようになっていく。学校林を管理・経営する後援会は校区全戸で組織される。後援会費は徴収されず、会の運営は学校林からの収入を財源としてすべて行われている¹⁹⁾。

2.3.3. 大字満願寺・満願寺小学校

町の中央部に位置する大字満願寺の一部を校区とする。校区は志津、志童子、扇、立岩の4部落で構成される。校区内を流れる満願寺川の川沿いから温泉が湧く温泉地である。世帯数は111戸で、児童数は28人と少ない。3-4年生、5-6年生が複式学級になっているため計4学級である。学校林を管理・経営する後援会は校区全戸で組織され、会費は年間500円となっている²⁰⁾。

2.3.4. 大字満願寺・星和小学校

町の最東部に位置する高原地帯で、南は一の宮町に接している。校区は星和、矢加部、吉原という3つの部落と一の宮町に属する合戦群(かしのむれ)という部落により構成されている。世帯数69戸、児童数17人と町内で最小規模の学校で、2003(平成15)年度においては6年生が1人も在籍せず、1-2年生学級、3-4年生学級、5年生学級の計3学級となっている。校区民は大部分が農林業に従事し、牧畜、椎茸栽培、高原野菜栽培などが盛んである。学校林を管理・経営する後援会は校区全戸で組織され、会費は年間1,000円となっている²¹⁾。

2.3.5. 大字満願寺・黒川小学校

町の東北部に位置し、校区内に黒川温泉、田の原温泉、小田・白川温泉、大谷山温泉を抱える温泉地である。また瀬の本は景観の良い高原地帯となっている。以上の黒川、田の原、小田、白川、大谷山、瀬の本という6つの部落で校区が構成されている。児童数は現在52人で、大字満願寺の中でもっとも規模の大きい学校である。校区民は農林業と観光業に従事するものが多い。近年、黒川温泉が脚光を浴びていることもあって年間100万人規模の集客数があり、観光業を営むものが増加している。後援会には全戸が加入しているが、後援会費は一般が2,000円、児童のいる世帯が3,000円で、5校の内でもっとも高額になっている²²⁾。

3. 学校林の成立と現状

3.1. 学校林の成立

熊本県小国地方は、明治前半期に私有林野における林業が発達した代表的な地域の一つで、静岡県天竜川地方、愛知県設楽地方、徳島県木頭地方、山形県金山地方、愛媛県久万地方と並んで数えられている²³⁾。村有林造成の中心になった橋本武次郎(ぶじろう)は、小国地方に吉野式造林法を導入した人物の一人で、1891(明治24)年に東京で開催された内国勸業博覧会を機縁として奈良県川上村の視察を行い、スギ・ヒノキの種子を移入して苗木養成をはじめ、1894(明治27)年に小国地方において初めて吉野式造林法を試行した。翌1895(明治28)年に学校基本財産林造成、96年小国山林会創立を契機として、吉野式造林法が奨励されるようになったとされている²⁴⁾。

1911(明治44)年3月27日、南小国村の基本財産となる用材林を造成する議が、下鶯ヶ原に面した下大野の原野で開催された臨時村会において満場一致で可決された。これにより下城才十郎が評価額2,700円、松崎茂が同2,500円、原甚太郎が同1,380円、橋本武次郎が同1,000円の山林を提供し、さらにこの4氏が同志146名に提供を呼びかけた結果、20町6畝歩(実測60町歩、評価額293,029円)の山林と1町5畝歩の田地が集まった。これが村有林の成立とされている²⁵⁾。

つまり、まず吉野式造林法に則った林業が村内の有力者により導入され、次に村や学校の基本

財産造成が行われた。上述の臨時村会は、そうした有力者や篤志家から寄付を募り基本財産造成を本格的に開始するために開催された。そして、この会議において村有林とは別に学校林の提供も求められた史料が農林省山林局により残されている。

「本村内の小学校は何れも学林を所有して居るが、其の造成は明治35年篤志家より杉、扁柏苗の寄付申立あり村は之を受納し、字下天鷲ヶ原私有林野を購入して之に植栽せるに始まる。越えて明治44年、下天鷲ヶ原を展望し得べき原野に露天会議を開きて、村内各小学校基本財産造成の為寄付募集を議決し、委員を挙げて直に之が募集に着手した結果、各関係部落の篤志家より条件を以て寄付せるものが、即ちこの学林である。今村内各学校の学林面積を示せば次の通。

1. 中原尋常高等小学校	20町75
2. 市原尋常高等小学校	9町84
3. 星和尋常小学校	10町56
4. 波居原尋常高等小学校 ²⁶⁾	2町59
5. 志津尋常小学校 ²⁷⁾	2町64
計	46町38 ²⁸⁾

このように、村有林造成のために開催された会議で学校林の寄付募集も行われ、その結果、46町3反8畝歩（実測値と思われる）が学校基本財産として提供された。実質的にはこの会議により学校林設置が開始したといえるだろう。

こうして学校林が設置された直後、明治天皇が崩御し大正時代が始まると、大正天皇の即位を祝って「御大禮記念林業」が全国各地で実施される。その際、学校林の植栽も奨励され、南小国村においても実施された。当時の農商務省山林局の資料から植栽における費用や労働の負担方法がわかる²⁹⁾。

まず、南小国村自身が事業主体になる場合があり、1915（大正4）年に「中原尋常小学校基本財産造成ノ為面積7町6反5畝歩ニ杉ヲ植栽」し、「市原尋常小学校基本財産ノ為面積3反5畝歩ニ杉ヲ植栽」した、との記述がある。市原小学校の植栽については「植付ハ職員及児童父兄ノ監督ノ下に4学年以上ノ児童之ニ従事」したとの記述も残されている。また「志津尋常小学校基本財産造成ノ為面積3反歩ニ杉ヲ植栽」することが予定されていた。こうした植栽に伴う費用については「村費及部落費」もしくは「村費」より支出することになっていた。

次に、「小学校学校職員及児童」が事業主体となって植栽したものもあった。星和尋常小学校では1915（大正4）年に「児童ノ父兄ノ負担」により「基本財産造成ノ為」「面積1反歩」と「面積1反5畝歩」の2ヶ所に「杉ヲ植栽」している。同様にして同年に志津尋常小学校学校では「基本財産造成ノ為面積6反歩ニ杉ヲ植栽」し、黒川尋常小学校では「基本財産造成ノ為面積3反歩ニ杉ヲ植栽」し、市原尋常小学校では「基本財産造成ノ為面積3反歩ニ杉ヲ植栽」している。

このように村が事業主体になる場合と「小学校学校職員及児童」が事業主体になる場合があり、さらに費用負担でみれば、村費からだけのものと、村費と部落費の共同出費、「児童ノ父兄ノ負担」がある。市原小学校や志津小学校では、村が事業主体になる植栽と、「小学校学校職員及児童」が事業主体になる植栽の両方を実施するなど、部落のものとも村のものともいえない学校林にかかる費用負担の混在が認められる。

この御大禮記念林業による植栽を経て、村基本財産、学校基本財産はともに増加し、1921（大正10）年4月調べで、明治期に設置された60町歩および大正期に新規購入された32町9反3畝

21歩の「山林」、1町5畝歩の「田地」、3,640円の「証券」、8,357円の「現金」が村基本財産として、58町7反7畝28歩の「学校基本林」が学校基本財産として計上されている。さらに「学校基本林」の学校ごとの内訳をみると、市原小学校に「杉檜林27町5反歩、外ニ記念林7反」、中原小学校「杉林19町3反5畝歩」、志津小学校「杉林1町歩」、星和小学校「杉林8反8畝歩、外ニ櫟山2反28歩」、黒川小学校「山林1町2反歩」、が設置されていたことがわかる³⁰⁾。

3.2. 学校林の現状

次に、本調査で明らかになった、現在把握されている学校林の一覧表(表-3)をみると、小学校ごとに小面積の学校林がかなりの数で設置されていることがわかる。この表は、設置以降に、後援会もしくは役場によって実施された複数の調査結果にもとづいている。調査の度に台帳面積と実測面積が変化したり、地番の誤りが発見されたりするために重複の可能性があるが、それらをできる限り排除してまとめた³¹⁾。なお、中原、満願寺などの記述が市原、星和、黒川にくらべて少ないのは、小学校ごとに得られた情報量が異なるからである。

特徴をみていくと、まず、黒川や星和の備考欄からわかるように、学校林はもともと採草地や薪炭採取地であった場合が多い。次に、寄付時の所有はほとんどが私有または共有である。入手した資料に寄付者の氏名が記載されているので、一人の名前である場合に「私有」とし、複数名である場合に「共有」とした。このように村内有力者の私有地が学校林として寄付されて学校や後援会により植栽され、しばらく土地所有権は有力者に残されたままであった。それが、時間をかけて村(のちの町)に移転されていったことを移転年月日から読みとれる。聞き取りによれば、校区内の部落ごとの有力者から財産所有量に応じて公平に寄付を集めたため小面積の学校林がたくさん設置されたということである。なお、こうした寄付について南小国では「押し上げる」という表現を用いている。面積については、もっとも大きいものが中原の9.67haで、1ha以上は18ヶ所、残りはすべて1ha未満である。樹種については、数ヶ所クヌギ林があるもののほとんどはスギ・ヒノキ林で、スギが圧倒的に多い。樹齢(2000年時点)については、30年生以上になっているものが多く、後にみるように普段は大径木の間伐により収益を上げているため校舎建築など大量伐採が必要なきをを除いて皆伐は行われていないと思われる。

表-3 南小国町の学校林の状況
Table 3. Situation of School Forests in Minamioguni, Kumamoto.

小学校名	大字名	字名	地番	面積 (ha)	樹種	樹齢 (2000年度調査)	寄付時 の所有	村・町への所有権 移転年月日	備考	データの備考
黒川	満願寺	中竹	5351-内	0.40	クヌギ	31	私有	1912(T1).9.17.	1997(H9)伐採	東長田との記述あり
黒川	満願寺	金山	6037-1	1.01	スギ	39	私有	1912(T1).9.17.	1997(H9)間伐	
黒川	満願寺	火焼輪 知	6407	0.25	クヌギ	33	私有		元採草地、「松の井」に貸付中	
黒川	満願寺	西黒川	6489-内	0.47	スギ	36	私有		元採草地、 1997(H9)間伐	6481との記述あり
黒川	満願寺	西黒川	6489-内	0.27	スギ	36	私有		1997(H9)間伐	6482との記述あり
黒川	満願寺	広戸	6886	0.16	スギ	37	私有	1927(S2)年	大正天皇御大典記念林として1917(T6)頃植栽、1997(H9)間伐	

表-3 南小国町の学校林の状況(続き)
Table 3. Situation of School Forests in Minamioguni, Kumamoto.

小学校名	大字名	字名	地番	面積 (ha)	樹種	樹齢 (2000年度調査)	寄付時の所有	村・町への所有権移転年月日	備考	データの備考
黒川	満願寺	広戸	6964-2	0.02	スギ	37	私有, 国有		肥前湯前, 「山河」に貸付中	
黒川	満願寺	小葉瀬	6971	0.88	スギ	37			元採草地, 1997(H9)間伐	
黒川	満願寺	小葉瀬	6973内	3.01	スギ	38			元採草地, 1997(H9)間伐	
黒川	満願寺	小葉瀬	6973内	1.03	スギ	42			元採草地, 1997(H9)間伐	
黒川	満願寺	小葉瀬	6973内	0.10	スギ	28			元採草地, 1997(H9)間伐	
黒川	満願寺	小葉瀬	6973内	1.30	スギ	37			元採草地, 1997(H9)間伐	
黒川	満願寺	小葉瀬	6974	0.48	スギ	34	私有	1927(S2).12.21.	1997(H9)間伐	
星和	満願寺	東絵解	4052-2	0.34	スギ	46,48				
星和	満願寺	絵解	4059-2	0.23	スギ	44	私有・共有			元採草地
星和	満願寺	絵解	4062, 4063	3.15	スギ	36,42,46				元採草地
星和	満願寺	絵解	4067	0.25	ヒノキ	79				
星和	満願寺	絵解	4057				私有		地番4058: 1955(S30) 3月植栽	現況にはデータなし
星和	満願寺	絵解	4067	0.80	スギ	41				
星和	満願寺	一ツ戸	4130	0.22	スギ	46	私有		1953(S28)3月植栽, 元薪炭採取地	
星和	満願寺	南谷	4273, 4274, 4275, 4295-1, 4299, 4300	1.80	スギ		私有		地番4298: 1956(S31) 3月, 元薪炭採取地	現況にはデータなし
星和	満願寺	南谷	(4299)	0.43	スギ	23	私有	所有権未移転		現況にはデータなし
星和	満願寺	南谷	(4300)	0.69	スギ	5-6	国有		元用材林	現況にはデータなし
星和	満願寺	南谷	4273	1.65	スギ	15,25,33				
星和	満願寺	南谷	4295-1	0.15	スギ	43				
星和	満願寺	星和	4544	2.52	スギ	43,45,72	私有		元薪炭採取地	
星和	満願寺	永山	4674	0.33	スギ	58	私有		1953(S28)3月植栽	4689,4069との記述もあり
星和	満願寺	柳ノ本	4904-2	2.78	スギ	47	共有, 私有		1952(S27)3月植栽	
星和	満願寺	柳ノ本	4904-2	0.15	スギ	25				
星和	満願寺	柳ノ本	4908-1	0.10	スギ	43	私有			
星和	満願寺	西黒原	5040-2	0.12	スギ	39	私有		元畑地	東黒原との記述もあり
星和	満願寺	崩山	5534	0.35	スギ	26	私有		元用材林, 1953(S28)3月植栽	現況にはデータなし
星和	満願寺	深久保	5540	1.67	スギ	33,36	共有		元採草地	
星和	満願寺	深久保	5534	0.35	スギ	46				
星和	満願寺	舞谷	3925	0.39	ヒノキ	60-70	私有	1912(M45).7.1	元焼畑地	現況にはデータなし
星和	満願寺	野原田	4374-2	0.04	スギ	30-40	私有・国有	1912(M45).7.6., 1948(S23).7.2., 1964(S39).3.23.	1952(S27)3月植栽, 元焼畑地	現況にはデータなし

表-3 南小国町の学校林の状況(続き)
Table 3. Situation of School Forests in Minamioguni, Kumamoto.

小学校名	大字名	字名	地番	面積 (ha)	樹種	樹齢 (2000年度調査)	寄付時の所有	村・町への所有権移転年月日	備考	データの備考
星和	満願寺	東星和	4536	0.08	スギ	25-60	私有		1956(S31)3月 植栽, 元薪炭採取地	現況にはデータなし
星和	満願寺	星和	4537	0.15	スギ	25-60	共有		元採草地	現況にはデータなし
星和	満願寺	星和	4528	0.40	スギ・ クヌギ	25,30,35				
星和	満願寺	南谷	4528		スギ			所有権未移転		現況にはデータなし
星和	満願寺	東長田	5298				私有			現況にはデータなし, 寄付台帳1906(M39)年11月3日に記述あり
星和	満願寺	斧隠	4746-4							現況にはデータなし, 寄付台帳1906(M39)年11月3日に記述あり
星和	満願寺	柳ノ本	4909				共有			現況にはデータなし, 寄付台帳1906(M39)年11月3日に記述あり
満願寺	満願寺	高野	1259-外	0.43	スギ	46				
満願寺	満願寺	下長崎	1291-外	0.88	スギ	42	私有	1916(T5).4.11.		
満願寺	満願寺	小杉	1459	0.35	スギ	52	国有	1905(M38) .4.12.		
満願寺	満願寺	下立岩	1650-外	1.70	スギ	42		1926(T15).5.4.		
満願寺	満願寺	岡見戸	1777	0.93	スギ	41,47,50		1926(T15).5.4.		1763,1777との記述あり
満願寺	満願寺	岡見戸	1776	0.20	スギ	54				
満願寺	満願寺	馬崎	2065	0.15	スギ	54	私有	1926(T15).2.10.		
満願寺	満願寺	岡倉	2606	0.22	スギ	50	私有	1926(T15).2.10.		
満願寺	満願寺	岡倉	2639	0.08	スギ	65	私有	1928(S3).3.9.		
満願寺	満願寺	初鹿野	3450	0.90	スギ	64,65	共有			3539の内との記述あり
満願寺	満願寺	初鹿野		0.20	スギ	44	共有			現況にはデータなし
満願寺	満願寺	初鹿野	3491	0.09	スギ	57	私有	1926(T15).1.12.		
満願寺	満願寺	十三部	3450	0.34	スギ	48	私有	所有権未移転		3588-1との記述あり
満願寺	満願寺	岡見戸	1760	0.40	スギ	47		1926(T15).5.4.		
市原	赤馬場	西梅ノ木堂	4533-1	0.82	スギ	42	私有, 大字有	1965(S40).4.15.		
市原	赤馬場	蟻有野	4223内	1.10	スギ	64	成年会			
市原	赤馬場	蟻有野	4246	0.46	スギ	64	成年会			
市原	赤馬場	瀬戸ノ口	4399-1, 9, 10	0.86	スギ	32		1923(T12).3.31. (一部分筆)		4399-1,2との記述あり
市原	赤馬場	瀬戸ノ口	4400-2	0.26	スギ	44				
市原	赤馬場	瀬戸ノ口	4403-6, 7	0.32	スギ・ 雑	43		1923(T12).3.31. (一部分筆)		4403-1,2との記述あり
市原	赤馬場	戸無	2847-2	0.07	スギ	47	共有			2849との記述あり
市原	赤馬場	立石	2910-1	1.22	スギ	30	大字有	1923(T12).3.31. (一部分筆)		
市原	赤馬場	白木	4296-1	1.11	スギ	30	共有			4307-1,2との記述あり
市原	赤馬場	中畑	4207	0.81	スギ	53	成年会	1923(T12).3.31.		
市原	赤馬場	中畑	4201	0.02	スギ	53				
市原	赤馬場	遠見塚	3784, 3791	0.96	スギ	39	共有, 大字有			現況にはデータなし
市原	赤馬場	中鶴の上	3660-2	0.29	スギ	45		1957(S32).5.13.		

表-3 南小国町の学校林の状況(続き)
Table 3. Situation of School Forests in Minamioguni, Kumamoto.

小学校名	大字名	字名	地番	面積(ha)	樹種	樹齢(2000年度調査)	寄付時の所有	村・町への所有権移転年月日	備考	データの備考
市原	赤馬場	上杉田	1757-1・2, 1758-1・3	0.99	スギ	44	私有, 国有			1750外6との記述あり
市原	赤馬場	堀切	2944	0.33	スギ	24	私有	土地台帳なし		現況にはデータなし
市原	赤馬場	堀切	2946-1	0.74	スギ	42	私有	土地台帳なし		
市原	赤馬場	堀切	2958-1,2	0.33	スギ	34	私有	土地台帳なし		現況にはデータなし
市原	赤馬場	榎原	3036		スギ		共有	土地台帳なし		現況にはデータなし
市原	赤馬場	榎原	3030	0.29	スギ	55	共有			3030, 3034との記述あり
市原	赤馬場	森園	3307-1	0.30	スギ	42	私有	1907(M40). 7.1.4.(買得)		
市原	赤馬場	森園	3308-1	0.39	スギ	24	私有	1907(M40). 7.1.5.(買得)		現況にはデータなし
市原	赤馬場	上蔦ヶ原	2689-2	0.71	スギ	40		1923(T12).3.31., 1954(S29)7.2.	中学校と分割	2686との記述あり
市原	赤馬場	兵底	4495-2	1.20	スギ	33		1923(T12).3.31.		
市原	赤馬場	東梅ノ木堂	4516-6	0.81	スギ	42	私有	1965(S40)4.15.		4516-2との記述あり
市原	赤馬場	東滝ノ口	4373-1	0.07	スギ	32	私有	1965(S40)4.16.		
市原	満願寺	上長崎	1341	0.40	スギ	13	共有			
市原	満願寺	堂ノ草	7962	0.80	スギ	58		1926(T15).5.4.		
市原	満願寺	牛津	7893-1, 2, 3	0.46	スギ	17	私有	1926(T15).1.22., 1958(S31)6.12., 1926(T15).1.22.		現況にはデータなし
市原	満願寺	牛津	7894	2.74	スギ	35,42,59	私有	1926(T15).5.13.		
中原	中原	井口山	726外-1	1.57	スギ	46				
中原	中原	井口山	726外-1	0.40	スギ	46				
中原	中原	井口山	726外-1	0.24	スギ	28				
中原	中原	井口山	726外-1	0.06	スギ	25				
中原	中原	井口山	726外-1	4.00	スギ	48				
中原	中原	大久保	940	0.18	スギ	42				現況にはデータなし
中原	中原	大久保	947-2	0.22	スギ	55				
中原	中原	大久保	947	0.18	スギ	18				
中原	中原	神田	2722	0.08	スギ	38				
中原	中原	神田	2722	0.05	スギ	65				
中原	中原	横道	3714-1	9.67	スギ	47				
中原	中原	横道	3714-2	0.66	ヒノキ	33				
中原	中原	横道	3714-2	0.50	スギ	4				現況にはデータなし
中原	中原	筒井迫	5064-2	0.91	ヒノキ	75				
中原	中原	筒井迫	2040-1	0.43	スギ	45				
中原	中原	筒井迫	2040-1	0.22	スギ	37				
中原	中原	上ウツオギ	4879	0.66	スギ	55				

注1: 各学校所蔵の複数の調査結果にもとづくため、重複しているものがあると思われる。そのため、面積の合計数値は表-1, 2の数値(68.48ha)と一致しない。また明らかに現況データにないものは網かけにした。

注2: 学校林はすべて町有とされているが、実際には所有権移転がされないままになっているものがある

注3: 備考欄にある「松の井」, 「山河」は温泉宿のことで、土地が駐車場として利用されている

4. 学校林管理組織「後援会」の成立と現状

ここまで学校林の成立と現状をみてきた。次に、現在も校区ごとに多数存在する学校林を管理・経営する組織、「後援会」について、その成立と現状をみる。

4.1. 後援会の成立：星和小学校後援会の沿革史

成立当時からの史料が残っている星和小学校後援会を事例にとりあげる。

まず、同校において1930（昭和5）年に作成された「星和学校基本林の記」という、以下の史料をみてほしい。

「昭和5年10月

星和学校基本林の記

星和小学校 （以上表紙）

星和校基本林造成に就て

星和学校基本林は明治39年1月当校に於て基本林造成会を開き学校関係内の父兄並びに有志の協賛を得 林地寄付募集に着手す

当時校長後藤己太郎氏放課後の閑を利用し井改太氏を同伴し学校係の父兄有志者に学校林の必要を説き2、3の条件の基に多額の寄付を募集し得たるは両氏の苦心の賜にして其の功労今に感謝に堪へざるなり。爾来学校部落内の父兄有志より新植・補植・下刈り等保護を加へ今日に及びたる結果今や亭々たる杉檜其の他の森林天を突き昼猶暗き感あるは学校教育の為信に慶すべきの至りならずや 亦学校林造成以来当学校として得たる有利の2、3の概要を述べんか学校増築・運動場拡張・石垣工事等皆基本林造成の結果に外ならずと信するに足る。因て茲に先人の篤行を不朽に伝唱すると共に其の遺業を継承する当校係内の部落民は従来例に倣ひ一層奮勉努力造成当時の誓案を実行し、基本林保護の責に当たらん事を学校林下刈台帳作成するに際し微意を録し聊か希望を述ぶるものなり

昭和5年10月 日 岩下芳猪

造成当時の誓案を参考のため記録す

星和校裁縫室に於て学校係父兄有志代表者集合基本林造成協議会に於て

1. 学校教育の発展と共に教育費の増額は期すべき事にて是れが対策として学校林造成の必要なこと。特に当校の如き僻陬の地に於て特別設置の要ありとす。
2. 造成の方法としては校係内の父兄有志者より応分の金品又は不動産を寄付する事。
3. 寄付物件は悉く林業地とし、雑成林地は杉檜櫚（クヌギ、筆者加筆）等に改林未成林地は新植を成し学校係内の父兄有志者は自費自弁にて義務的に下刈保護の任を履行するものとす。
4. 学校基本林は当学校教育用品其の他当校として必要の機械器具参考用図書類の購入上村費の恩典に浴するを得ざる場合は其の筋の認可を仰ぎ基本財産より支出充当する事。

以上誓約条件

前項の条件を基礎として当校教育の発展普及を図ると共に基本林を愛護し益々基本財産の増殖を目的とし昭和5年9月日当校誘学会の協賛を経て基本林保護台帳を作成し奮て下刈り保護等之任に当たらん事を誓ひ各自署名捺印し永久当校に記録を保管し置くものとす

星和学校誘學員
 中村籐三郎
 宮崎茂
 佐藤房吉
 佐藤市義
 宇都宮芳太郎
 井高喜
 吉野市太郎
 井喜熊
 井栄吾
 井忠国」³²⁾

「星和学校基本林の記」は1930（昭和5）年に書かれたものであるが、文中に記載されている「誓案」は、学校林が最初に作られた1906（明治39）年当時の資料をそのまま書き写したものである。

学校林造成に関する部分からは「井改太」という篤志家とともに校長が「父兄有志者に学校林の必要を説」いたことがわかる。そして、学校林のおかげで「学校増築・運動場拡張・石垣工事」がなされたと述べられている。学校林の管理作業については「学校部落内の父兄有志より新植・補植・下刈り等保護」がなされたことがわかる。

「誓案」からは、父兄有志者による「金品又は不動産」の寄付によって造成がなされたこと、そうして寄付された土地のうち「雑成林地」はスギ・ヒノキ・クヌギ林にし、「未成林地」は新植し、すべて林業地にすることとしている。下刈りや保護などの管理作業についても「父兄有志者」が「自費自弁にて義務的に」行うものとしている。学校林財産の用途については、村費から支弁されないものでかつ必要な「当学校教育用品」、「機械器具参考用図書類」を購入するために充てられると書かれている。

このような経緯をふまえ1930年に「基本林を愛護し益々基本財産の増殖」する目的で新たに「基本林保護台帳」を作成することが「星和誘學員会」によって決定されたのである。すなわち、学校林を寄付した「父兄有志者」が管理・経営する、それまでの方法が、この「学校基本林の記」によって変更され、校区内全戸による学校林管理組織が成立し、管理方法が明文化されたといえる。

後援会の事業や組織編成を1927（昭和2）年から1975（昭和50）年まで記録した史料、「星和後援会の歩み」によれば³³⁾、後援会の前身である「誘學員会」もしくは「誘学委員会」は、学校に関する地域の仕事を一手に引き受けていたため、学校林に関する事項のみならず、学校校舎建築をはじめ、学用品の購入や水回りの整備、体育館建築、運動場整備など多岐に渡って仕事をしている。ここでは、その後の星和小学校後援会の歩みを学校林に関する事項に注目してみたい。

1931（昭和6）年8月の学校林下刈りは、校区総出役で実施されている。星和20戸、吉原24戸、薊原4戸、矢加部8戸、永山15戸の計80戸が参加した。また、1927（昭和2）年には学校林1ヶ所が伐採されクヌギが入札にかかっている。当時、学校林の仕事をとりまとめていたのは「学校林看視」と「学校林理事」である。どこかへ作業を委託したと思われる「山林手入」の経費などの会計報告を「学校林理事」が行い、台帳作成や山林手入経費の徴収（各戸90銭）を「看

視」が行っている。

1943（昭和18）年4月の会則修正により、それまで「誘学会」もしくは「誘学委員会」と呼ばれていた組織を「後援会」と名称変更する。修正された会則のもとで後援会は、各部落から1名ずつ推薦で選ばれた「評議員」、「会長」、「副会長」、「理事」を役員として発足する。第2次世界大戦後、後援会にとってもっとも重要な課題は1951（昭和26）年の校舎新築および1956（昭和31）年の校舎増築であった。まず、1951（昭和26）年の新築においては資金獲得のため学校林立木を売却することが「校下民大会」で承認される。1956（昭和31）年の増築の際には1954（昭和29）年役員会で学校林立木売却が満場一致で可決され、同年の臨時総会において、それまで1名であった「学校林看視」が、校区内の3部落からそれぞれ1名ずつ計3名選出されるようになり、名称も「学校林管理委員」と変更された。1955（昭和30）年には1戸あたり苗木100本を抛出させ、戸数割りで部落ごとに出役させて補植を実施している。下刈りについては毎年記載されていないが、補植同様に戸数割りで部落ごとに出役させ毎年行っていたようである。また、同窓会（1953年）や中学生（1955年）も下刈りに参加している。1956（昭和31）年には3,700本の植林が行われており、校舎増築のために伐採した跡地に植えたことが想像される。1960（昭和35）年には先人による学校林設置の事績を後生に残すため顕彰碑と学校林創立者2名の胸像を造っている。

学校林立木売却については記載されている分だけを見ても、1965（昭和40）年に213,000円、1974（昭和49）年に5,500,000円の売上有る。また、1974年の売上からは翌1975（昭和50）年の創立百周年記念事業および体育館建築のため3,611,265円が特別に支出された。

このほかにも学校林の境界の明確化（1972年）や山林調査（1974年）も後援会によって行われている。1967（昭和42）年には学校林管理委員が増員され3地区から2名ずつ計6名となった。また1971（昭和46）年の学校林造成作業においては出不足金（欠席1,000円、女代人200円）が徴収されるなど校区を挙げての学校林の管理・経営は誘学会時代から1975（昭和50）年まで一貫して行われていたといえよう。

星和小学校後援会の記録は1975（昭和50）年までになっているため、以降の状況は分からない。聞き取りによれば、婦人会などを中心に管理作業が継続されていたようであるが、以前のような活発な状況ではなかった。また、教員の異動などの理由もあって学校側は学校林管理・経営に一切関与していない。これは星和だけでなく黒川小学校についても同様のことがいえる。しかし、市原、中原、満願寺については調査時点で活発な後援会活動が行われていたといえる。

4.2. 後援会の現状

市原小学校後援会および中原小学校後援会を事例にとり、前者から組織運営および収益の用途を、後者から管理・経営を明らかにする。

4.2.1. 市原小学校後援会の組織運営および伐採収益の用途

まず、繰り返しになるが市原小学校後援会は校区全戸加入で会費は徴収されない。基本的にすべての学校後援会が全戸加入であるが、会費が徴収されないのはこの市原小学校後援会と中原小学校後援会の2つのみである。毎年開催されている総会では年間事業報告（表-4）と会計報告（表-5）がなされ、学校側からも校長、教頭が参加する。総会の前に行われる運営委員会は、学校林見回りを一日かけて行った後、18名の後援会役員、校長、教頭の計20名により毎年開催さ

表-4 市原小学校後援会2002（平成14）年度事業
Table 4. The Events of Koenkai in year 2002.

期日	事業名	事業内容
2002（平成14）年4月23日	後援会運営委員会	
2002（平成14）年4月23日	学校林見回り	雨のため中止（予定では①馬場の上，②東梅の木堂2ヶ所，③蟻有野，④上杉田，⑤遠見塚においてスプレーで境界線確認，下刈り作業）
2002（平成14）年4月26日	後援会総会	
2003（平成15）年3月28日	送別会	転出者1名
2003（平成15）年4月17日	会計監査	

出典：市原小学校後援会2003（平成15）年度総会資料より作成

表-5 市原小学校後援会2002（平成14）年度会計
Table 5. The Financial Report of Koenkai in year 2002.

収入の部	
摘要	金額（円）
前年度繰越金	3,911,594
木材代金	128,622
電柱敷地料	860
当座性利息	172
合計A	4,041,248
支出の部	
摘要	金額（円）
市原小助成金	700,000
先生と役員懇親会	85,000
転出先生饞別	5,000
役員手当	60,000
合計B	850,000
合計A-合計B (2003年度への繰越金)	3,191,248

出典：市原小学校後援会2003（平成15）年度総会資料より作成

れており、役員会の後には近隣の温泉で懇親会が行われる。表は、2003（平成15）年4月25日に開催された平成15年度総会での資料をまとめたものである。

2002（平成14）年度の事業をみると学校林見回りが雨天で中止されてしまっているためとくに目立った事業はなく、総会および教員との懇親会などの組織運営が中心となっている。基本的に2003（平成15）年度の事業予定も同様である。次に会計をみると2002年度に売り払われた木材の代金128,622円が収入に計上されている。伐採は、樹齢80-100年程度の木を年間数本ずつ伐りだしている。後援会の役員のなかに林業従事者がおり、伐採や搬出を無償で行っているため木材の売り上げ全部が後援会収入となっている。この売り上げを元に、小学校への助成として2002年度は700,000円が支出され、3,191,248円が2003年度に繰り越されている。

表-6 年度別 市原小学校助成金
Table 6. The Subsidy for Ichihara Primary School from Koenkai.

単位：円

項目	年度					
	1998(平成10)	1999(平成11)	2000(平成12)	2001(平成13)	2002(平成14)	2003(平成15)
体育消耗補助	50,000	50,000	50,000	30,000	50,000	50,000
部活動助成金	450,000	450,000	350,000	120,000	100,000	100,000
ユニホーム代	0	0	0	0	0	0
図書購入費補助	200,000	200,000	200,000	150,000	150,000	150,000
災害見舞金助成	50,000	50,000	50,000	30,000	30,000	0
PTA 通常経費	250,000	250,000	250,000	160,000	160,000	160,000
環境費助成金	200,000	200,000	200,000	160,000	160,000	160,000
指定研究費補助	0	0	0	0	0	200,000
一輪車購入補助	0	0	0	0	0	0
体育館備品補助	0	0	0	0	0	0
地域学習補助			100,000	50,000	50,000	50,000
合計	1,200,000	1,200,000	1,200,000	700,000	700,000	870,000

出典：市原小学校後援会 2003（平成15）年度総会資料より作成

次に、1998（平成10）-2003（平成15）年度における小学校への助成金の変化（表-6）をみると、1998-2000年度には120万円/年だった助成が減少してきている。さらに20年前に市原小学校を調査した報告によれば³⁴⁾、1978（昭和53）年度に908,900円、1979（昭和54）年度に731,950円、1980（昭和55）年度に740,300円が助成されており、2000年以降とはほぼ同額になっている。また、1970（昭和45）年には学校建築の際の用地取得資金として6,750,000円、建設費として5,700,000円、1973（昭和48）年にはプール建設負担金として3,928,000円が計上されている。聞き取りによれば、木材価格の低下により近年、助成額が少なくなってきたとのことであるが、70年代後半の状況から判断すれば年間70万円程度の助成は維持されてきたのであろう。助成項目をみると2000年度から「地域学習補助」に5-10万/年が助成されるなど学校教育の変化に応じて助成がなされていることがわかる。こうした変化への対応のためには後援会と教員間の情報交換などが重要であるため懇親会や送別会を通じて親密な関係を築く努力がなされている。

4.2.2. 中原小学校後援会による学校林の管理・経営

次に学校林の管理・経営の現状について中原小学校を取り上げてみていく。表-7は1976（昭和51）-2003（平成15）年間に行われた学校林作業の一覧である。1999、2000年を除けば毎年必ず何らかの作業が行われたことがわかる。樹齢が高くなったため下刈り作業がなくなっているが、一方で間伐調査が増えてきている。なお、伐採は阿蘇森林組合南小国支所に委託されているためこの作業一覧には記載されていない。この表に記載されているものは後援会が自ら行った作業のみである。

次に表-8をみると、1976-2003年間の学校林間伐材の売上状況を知ることができる。1988（昭和63）年の校舎新築の際にそれまで借地であった学校敷地を買収するため1986（昭和61）、1987

表-7 中原小学校学校林の作業状況
Table 7. The Work for School Forests Management of Nakabaru Primary School.

実施年月	作業内容	場所	実施年月	作業内容	場所
1976(昭和51)年 8月	下刈り	横道	1988(昭和63)年 7月	植林	向野
1977(昭和52)年 4月	植林	井口山	8月	下刈り	向野
5月	植林	横道	1989(平成元)年 7月	下刈り	向野
8月	下刈り	井口山	1990(平成2)年 3月	植林	向野
8月	下刈り	横道	7月	下刈り	向野
1978(昭和53)年 4月	植林	井口山	8月	下刈り	向野
11月	下刈り	横道	9月	下刈り	向野
1979(昭和54)年 3月	枝打ち	井口山	1991(平成3)年 7月	下刈り	向野
7月	下刈り	横道	1992(平成4)年 1月	間伐調査	横道
8月	下刈り	井口山	3月	植林	井口山
1980(昭和55)年 8月	下刈り	井口山	1993(平成5)年 8月	下刈り	井口山
1981(昭和56)年 7月	調査	—	1994(平成6)年 9月	下刈り	井口山
7月	下刈り	井口山	1996(平成8)年 1月	調査	—
8月	下刈り	横道	8月	下刈り	井口山
1982(昭和57)年 3月	除伐	横道	1997(平成9)年 8月	下刈り	井口山
8月	下刈り	横道	1998(平成10)年 7月	下刈り	井口山
1983(昭和58)年 3月	枝打ち	井口山	2001(平成13)年 7月	調査	全ヶ所
9月	下刈り	横道	11月	枝打ち	向野
1984(昭和59)年 6月	下刈り	横道	12月	除伐	向野
1985(昭和60)年 7月	下刈り	横道	2002(平成14)年 5月	間伐調査	横道
1986(昭和61)年 9月	下刈り	横道	2003(平成15)年 7月	間伐調査	井口山
9月	下刈り	井口山	9月	地積調査	横道
1987(昭和62)年 4月	植林	向野	12月	枝打ち・除伐	井口山
9月	下刈り	井口山			
10月	除伐	横道			

注：「向野」は「樋の口山」とも呼ばれる
出典：中原小学校後援会資料より作成

(昭和62)年に大規模な伐採が行われている。1986年12月、1987年3月、4月、8月の売上合計は約2千万円になり、これらのほとんどがいったん町に「寄付」され、町はこれらを中原小学校の学校用地取得金として用いている。小規模な間伐についてはほぼ毎年行われており、その収入を元に、現在は33万円/年が中原小学校へ助成されている。

このような管理・経営方法や収益の使途はすべて後援会により決定されている。町が学校林を所有しているために伐採や売却については町への報告が義務づけられてはいるものの、町からの指導や関与は一切なく、全面的に後援会に委任されている状況にある。売却益についても、町と分取することなくすべてが後援会会計に入り、町の会計には一切入らない。ただし、町が事業主体となる学校建築などの際には、伐採収益をいったん町に「寄付」し、町の公有林経営による財産収入として計上することになる。そのような形式的な「寄付」があるが、実質的には後援会もしくは大字中原有の学校林であるといえるだろう。

大字中原において造林組合や牧野組合によって管理・経営されている町有林野はかなり多くあ

表-8 中原小学校学校林の素材（間伐材）売上状況
Table 8. Sales of Woods from School Forests.

年月	金額（円）	場所	備考
1976(昭和51)年 5月	448,265	井山口	
6月	171,764	井山口	
12月	15,000	櫟伐	
1977(昭和52)年 3月	4,038,411	横道	
3月	83,035	井山口	
8月	15,000	櫟伐	
11月	94,997	井山口	
12月	3,000	櫟伐	
1979(昭和54)年11月	373,464	—	
1982(昭和57)年 9月	341,860	横道	
1983(昭和58)年 5月	181,692	上ウツオギ	
10月	1,791,819	井山口	
1984(昭和59)年 3月	86,060	—	
8月	20,000	風倒木	
1985(昭和60)年 5月	275,430	—	
12月	968,365	—	
1986(昭和61)年 3月	1,114,992	—	
4月	358,789	—	
12月	6,250,000	—	町へ寄付
1987(昭和62)年 3月	6,000,000	—	町へ寄付
4月	100,000	井山口	
4月	5,635,000	—	2,402,000円 町へ寄付
8月	1,713,000	—	1,300,000円 町へ寄付
12月	—	—	1,890,000円 町へ寄付
1989(平成元年) 9月	205,070	横道	
1990(平成 2)年10月	327,421	—	
1991(平成 3)年 1月	652,738	—	
3月	476,451	—	
1992(平成 4)年 4月	74,527	—	
12月	568,501	—	
1993(平成 5)年 3月	79,934	—	
1997(平成 9)年 5月	475,651	筒井迫	
1999(平成11)年 4月	1,399,194	—	
4月	59,221	—	
2002(平成14)年10月	178,928	横道	
2003(平成15)年 1月	34,764	横道	
5月	115,764	横道	
11月	644,445	井山口	

注1：1986-87年にかけて町へ寄付されたものは、学校用地取得財源となった
 注2：この会計以外に阿蘇森林組合南小国支所に補助金が入っている
 注3：こうした売上をもとに、現在、33万円/年が学校会計に繰り入れられている
 出典：中原小学校後援会資料より作成

るが、大字中原全体で管理・経営している町有林野は学校林以外にはない。また、大字中原自身が所有する林野もないため、大字単位で管理、経営している唯一の林野が学校林である。

現在、下刈りなどの学校林作業はすべて校区民の奉仕活動として実施されており、かつてのように出不足金などは徴収されていない。また、学校の教育活動の一環である「総合的な学習の時間」や「緑の少年団」活動に下刈りや枝打ち作業を組み入れるなど、新しい利用方法も模索されている。2003（平成15）年2月に中原小学校、PTA、後援会の合同主催で実施された「藪切り枝打体験学習会」においては「緑の少年団」が学校林（横道学校林）で作業した。この際に阿蘇地域振興局から講師を招くなど教育活動としての位置づけが強く意識されている。

5. 考 察

ここまで、南小国町における学校林およびその管理組織の歴史と現状をみてきた。明治の町村制以来、町の村落構造は変化していない。すなわち、まず共同する内容に応じて集落をまとめる部落、牧野組合、造林組合が最小単位にあり、次の単位として校区があり（市原ではその間に班がある）、これが市原、中原では大字と一致し、満願寺、星和、黒川では3校区が一つの大字に包含されている。これらすべてをまとめる役割を町が担うという構造が続いてきた。

主として明治末期から大正初期にかけて部落の篤志家が寄付した原野に樹栽することで設置された学校林は、町（当時は村）に所有名義を変え、学校ごとに組織される後援会により管理・経営され、校舎建築をはじめ様々な学校施設や学用品購入の資金を産み出し続けてきた。学校林は、名義上は町によって所有されているものの、実質的には後援会によりすべての権限が掌握されている。後援会は、農林業のために森林原野を管理・経営する造林組合や牧野組合とは性格を異にし、校区内の部落代表者によって組織される校区全戸加入の組織であり、部落と町をつなぐ役割をもつ。したがって、校区には、校区民総出で行われてきた学校林の管理・経営を通じて単なる通学区域では生じえない紐帯が築かれている。

このような学校林の存続要因は以下のように考えられる。まず第1に村落構造から述べれば、部落、校区、町の三重構造（もしくは部落と町の二重構造の狭間に校区がある構造）が明治期より現在に至るまで変化することなく維持されたため、学校林の管理・経営主体として校区が位置づけられたと同時に、部落や町の財産として学校林が吸収されなかったということが大きな要因であろう。第2に管理組織から述べれば、学校林のために財産を寄付した篤志家を中心に校区全戸による後援会が歴史的に形成され、部落からの意見を反映した管理・経営の主体として維持されたことが挙げられる。しかも、登記簿上は町有財産であるため後援会は学校林の固定資産税から免れることができた。これが、第2の要因である。第3に伐採収益から述べれば、木材価格が低迷しているものの、後援会の努力もあって大径木の間伐により定期的に収益があり、そこから学校やPTAの要望に沿った助成金が毎年支弁されるために、財産としての学校林の価値が校区民の意識のなかでまったく廃れなかったということが挙げられる。

まとめれば、明治の大合併以降、町村合併を経験しなかったことや、古くからの林業地であるために良質のスギを産出できることなど、南小国町に特殊な好条件が重なったこともあるが、町による所有の利点と部落による管理・経営の利点を併せ持つ、校区ごとの後援会という管理組織が誕生し、校区住民により現在まで維持されてきたことが、学校林が存続しえた最大の要因であると思われる。

最後に、大字満願寺3校の統合は、明治以来続いてきた構造を変化させるものである。学校林からの収益は地区公民館などの経費として利用されることになるが³⁵⁾、後援会を通じて築かれた小学校と地域社会の密接な連携が今後も維持されれば、現在、中原小学校で実施されているような学校の教育活動の一環としての学校林の利用は可能であろう。学校林と後援会がもたらす価値を伐採収益に限定することなく新たな利用へと拡張していけるかどうかは、国内各地で放置されている学校林や今後新たに設置される学校林の利用という全国的な課題においても重要な知見を与えるにちがいない。

注・引用文献

- 1) 国土緑化推進機構, 2001, 『学校林現況調査報告書』, 国土緑化推進機構, 35pp.
- 2) たとえば、竹本・永田は、学校林における教育活動の実態を明らかにするとともに、環境教育プログラムにもとづいた学校林利用、管理の必要性を述べ(竹本太郎・永田信, 2003, 「森林環境教育に向けた学校林づくり」, 『森林科学』, 37, pp.39-54), 林田・志賀・丸山は、環境教育の場として利用する学校林の整備方法を生態管理の視点から実験的に模索している(林田光祐・志賀三奈子・丸山三恵子, 2004, 「環境教育の場としての学校林の生態管理」, 『東北森林科学会誌』, 9 (1), pp.21-29)。また林野庁は、学校林とは「自然体験や環境教育などで使用するため、学校が保有する森林」である、と解説している(林野庁, 2005, 『森林・林業白書 平成16年度』, 日本林業協会, 283pp., p.170)。
- 3) 坂井武夫, 1989, 「学校林と教育 その変遷と現状」, 『森林文化研究』, 10, pp.191-202
- 4) 三俣学, 2002, 「入会林野に根づくコモンスとしての学校林-学校林史の研究及びフィールド調査からの考察-」, 『現文研』, 78, pp.14-35
- 5) 竹本太郎, 2004, 「明治期における学校林の設置」, 『東京大学演習林報告』, 111, pp.109-177
- 6) 竹本太郎, 2005, 「大正期・昭和戦前期における学校林の変容」, 『東京大学演習林報告』, 114, pp.43-114
- 7) 奥野信一, 2000, 「第二次世界大戦後の第一次学校植林運動の特徴」, 『日本農業教育学会誌』, 31 (1), pp.9-19
- 8) 東京大学林政学研究室, 2003, 『新しい学校林を目指して-全ての子どもに学校林を-』, 国土緑化推進機構, 79pp., pp.33-56
- 9) 南小国町総務課, 2000, 『南小国町制30周年記念要覧』, 48pp., p.31
- 10) 橋本浩, 1923, 『熊本県阿蘇郡小国郷土誌』, 阿蘇郡北部教育会, 360pp., pp.39-43
- 11) 川島武宜・潮見俊隆・渡辺洋三, 1959, 『入会権の解体I』, 岩波書店, 361pp., p.161
- 12) 熊本県阿蘇地域振興局によれば、平成の市町村合併に際して、南小国町と小国町は2004(平成16)年1月に任意協議会、同年6月に法定協議会を設立し、合併協議を重ねたが、同年7月に南小国町が合併の是非を問う住民投票を行った結果、反対多数(賛成 828: 反対 2,470)となり、同年9月には協議会を廃止し、両町の合併は破綻した(熊本県阿蘇地域振興局, 2005, http://www.pref.kumamoto.jp/shinkoukyoku/asoshinkou_hp/gappei/g-joukyou1.htm, 2005/08/19取得)。
- 13) 1955(昭和30)年12月26日に施行された「南小国町町有林部分林設定条例」にもとづく。同条例第3条により「町有林野のうち使用の慣行があるときは、その使用慣行を有する造林希望者の組織する造林組合が優先して部分林を設定および契約することができる。分収率についてはそれまで7:3だったものを2003(平成15)年改正により8:2に変更した。また同改正により2000(平成12)年4月~2008(平成20)年3月までの間に限り間伐収益について町は分収しないこととなった。
- 14) 駿河義美, 1982, 「全国市町村めぐり・南小国町有林 百年の体系で公益的機能の効用を図る」, 『林業技術』, 480, pp.24-27, p.26
- 15) 松木洋一によれば牧野組合とは、「旧来の地元集落農家の総有としての採草放牧入会権が戦前・戦後を通じて近代化される過程で形成され、主として山林・原野・造成草地を農業者グループで採草放牧利用する集团的経営体である」。(松木洋一, 1992, 『日本農林業の事業体分析』, 日本経済評論社, 291pp., p.260)
- 16) 駿河義美, 1982 前掲書, p.26
- 17) 「部落」は住民の間での呼称で、小学校では「地区」と呼ばれ、複数の集落から成り立つ。これは中原小学校校区に特別なことではなく他の校区でもほぼ同じであるため、本稿においては「地区」と「部落」を同一のものとし、基本的に「部落」を用いて書き進めるが、これが担っている役割については、牧野組合や造林組合との関係も含めて、校区ごと、部落ごとにかかなりの差があるのでさらなる調査が必要で

ある。なお、小国町に関しては大字上田の仁瀬部落など（川島武宣，1956，『熊本県小国町（牧野の法社会学的研究；第2報第1分冊）』，150pp.）や大字西里の所野部落など（川島武宣，1958，『公有地入会とその分割；下－熊本県小国町調査報告－（牧野の法社会学的研究；第4報第4分冊）』，107pp.）について調査がなされており、その複雑さを知ることができる。また、一般に入会林野や公有林野の研究において部落とは、明治の町村合併直前の村を指す場合が多く、小国地域（小国町および南小国町）においては合併前の9ヶ村（合併後の大字）やもしくはその前の25ヶ村がそれに該当するが、この地域の住民が用いている「部落」（すなわち本稿で用いる「部落」）はそれよりも小さな単位であることを注記しておく。

- 18) 南小国町立中原小学校，2003，『平成15年度 学校経営案』
- 19) 南小国町立市原小学校，2003，『平成15年度 学校経営案』
- 20) 南小国町立満願寺小学校，2003，『平成15年度 学校経営案』
- 21) 南小国町立星和小学校，2003，『平成15年度 学校経営案』
- 22) 南小国町立黒川小学校，2003，『平成15年度 学校経営案』
- 23) 藤田佳久，1995，『日本・育成林業地域形成論』，古今書院，576pp.， p.321
- 24) 林業発達史調査会，1960，『日本林業発達史上巻』，林野庁，779pp.， pp.563-566
- 25) 橋本，1923前掲書， pp.216-217
- 26) 波居原小学校は1971（昭和46）年4月，市原小学校に統合された。
- 27) 現在の満願寺小学校のこと。1931（昭和16）年の国民学校令施行の際に，志津尋常高等小学校（1905年より高等科併設）は満願寺国民学校と改称し，1947（昭和22）年の新学制移行の際に現在の満願寺小学校に改称した。
- 28) 農林省山林局，1938，『初等中等諸学校の學林』，農林省山林局，131pp.， p.113 なお，黒川小学校にはこの時点で学校林が設置されていなかった。
- 29) 農商務省山林局，1916，『御大禮記念林業 下』，農商務省山林局，495pp.， p.304
- 30) 橋本，1923前掲書 pp.216-217
- 31) 現在，役場で把握している小学校ごとの学校林面積については先に表-2で示したとおりであるが，今回の調査によって役場で把握されていない学校林が少なからず存在することがわかった。
- 32) 星和小学校，1930，『学校基本林の記』（星和小学校所蔵），誘学員の名前に続いて記載されている，部落ごとの全世帯主の名前は省略した。
- 33) 以下，星和小学校後援会に関する記述は「星和後援会の歩み」（百周年記念誌実行委員会，1975，『創立百周年記念誌』，pp.46-71）を参考に記述した。
- 34) 筒井迪夫，1981，『熊本県阿蘇郡南小国町』，pp.133-170， p.140（林野庁企画課，『公有林経営動向の実態に関する調査報告書』所収）
- 35) 統合を前にして満願寺，星和，黒川小学校の後援会が話し合った結果，学校林及びこれまでに蓄積された財産は，りんどうヶ丘小学校後援会に引き継がずに，それぞれの後援会支部をつくりこれまで同様に管理，経営していくことで合意した。この理由は，満願寺後援会からの聞き取りによれば，まず，学校林及び蓄積された財産が後援会ごとにばらつきがあること，次に，地区内の篤志家により寄付された経緯があるが新しい小学校は地区の範囲を越えていることがある。したがって新しいりんどうヶ丘小学校には学校林がないことになり，形式的には小学校廃校に伴い満願寺，星和，黒川の3校の学校林も消滅する（りんどうヶ丘小学校後援会では全戸一律1,000円の後援会費を財源として同校の教育への支援を行い，学校林の管理・経営は行わない）。しかしながら，満願寺後援会からの聞き取りによれば，統合以降も地区の教育のために学校林を含む地区財産を活用していく方針に変わりはないとのことで，公民館や地区内の児童の学用品などに活用していくとのことであった。なお，満願寺後援会では閉校記念事業に1,000万円の助成をするなど満願寺小学校への支援は最後まで積極的に行われた。

要 旨

昨今，学校林は環境教育の場として注目されているが，学校のための財産として利用，管理し続けられているものも国内各地に依然として残されており，環境教育の場として学校林を活用する際にもそのような財産としての学校林を守り続けた地域社会からの知見が求められている。そこで，本稿では明治期に設置され現在まで存続してきた，南小国町における学校林を事例としてとりあげ，1) 村落構造，2) 管理組織，3) 伐採収益，の3点からその存続要因を探ることを目

的とした。

明治の町村制以来、町の村落構造は変化していない。すなわち、まず共同する内容に応じて集落をまとめる部落、牧野組合、造林組合が最小単位にあり、次の単位として校区があり（市原ではその間に班がある）、これが市原、中原では大字と一致し、満願寺、星和、黒川では3校区が一つの大字に包含されている。これらすべてをまとめる役割を町が担うという構造が続いてきた。

主として明治末期から大正初期にかけて部落の篤志家が寄付した原野に樹栽することで設置された学校林は、町（当時は村）に所有名義を変え、学校ごとに組織される後援会により管理・経営され、校舎建築をはじめ様々な学校施設や学用品購入の資金を産み出し続けてきた。学校林は、名義上は町によって所有されているものの、実質的には後援会によりすべての権限が掌握されている。後援会は、校区内の部落代表者によって組織される校区全戸加入の組織であり、部落と町をつなぐ役割をもつ。したがって、校区には、校区民総出で行われてきた学校林の管理・経営を通じて単なる通学区域では生じえない紐帯が築かれている。

このような学校林の存続要因として、1) 部落、校区、町による三重の村落構造が明治期より現在に至るまで変化することなく維持されたこと、2) 学校林のために財産を寄付した篤志家を中心に校区全戸による管理組織である後援会が歴史的に形成され、部落からの意見を反映した管理・経営の主体として維持されたこと、3) 大径木の間伐による定期的な伐採収益を元に、学校やPTAの要望に沿った助成金が毎年支弁されたこと、が挙げられる。

キーワード： 学校林・基本財産・小学校区・村落構造・管理組織

(2005年 9月 2日受付)

(2005年 11月 15日受理)

Summary

Nowadays, school forests in Japan are much more important as a field of environmental education. Many school forests, however, were originally established during and after the Meiji period (1868-1912) for the purposes of raising funds for financing school expenses. Such school forests were found in Minamioguni, Kumamoto Pref. This paper intends to examine why such school forests have remained in Minamioguni, paying attention to 1) community structure, 2) forest management groups, and 3) the earnings from forests.

From the late Meiji to the early Taisho periods (1912-1926), school forests in Minamioguni were established as a donation to the community, mainly by those in power locally. School districts consisted of a number of communities. Therefore there are more than 10 school forests for each school. Earnings from school forests made it possible not only to purchase school supplies such as like text books, uniforms etc., but also to build schoolhouses, swimming pools and gymnasias. Though the formal proprietor of school forests is the administrative town of Minamioguni, the people in the community think of school forests as their own property and, in fact, they are free to manage them as they wish.

In conclusion, school forests in Minamioguni have remained because 1) the community structure in relation to the administrative town unit and school districts has not changed since the

Meiji period, 2) forest management groups named “Koenkai”, which were established for each school, made it possible to manage school forests under the influence of communities, 3) earnings from forests have provided a sizable subsidy annual to the schools.

Key words: School forests, Property, School district, Community, Forest management group